# 中核市移行10年をふりかえって (報告書)

令和5年(2023年)2月 豊中市

# 一目次一

1.	はじ	どめに	• • •	• •	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1
	(1)	策定	の目的	勺•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)	中核	市移行	テにす	おけ	る本	市	<b>の</b>	基	本Ŧ	里和	愈	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
	(3)	中核	市移行	テの意	意義		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
2.	各移	多譲事	務の写	旲績	• 効	果・	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	3
	(1)	市民	サーヒ	ごスの	の向	上•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3
	(2)	地域	の保修	建衛生	主の	推進	<b>E</b> •	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	• ,	4
	(3)	地域	特性を	を活た	かし	たま	きち	づ	<	り	の‡	往	焦		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	5
	(4)	都市	のイン	<u>۸</u> —۶	ジア	ッフ	ĵ •	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	6
3.	保健	上所•	• •	• •			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	8
	(1)	保健	所の機	幾能	• •		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	8
	(2)	保健	所設置	置の対	効果		•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	8
	(3)	豊中	市保健	≢所∂	の取	組み	٠ ا	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	8
4.	中核	<b>陝市移</b>	行に作	半う見	財政	的景	響	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	1	1
5.	今後	合に向	けて・				•	•	•	•	•	•				•			•		•	•	•	•	•	•	1:	2

# 1. はじめに

#### (1) 策定の目的

中核市に移行すると、市民生活に直結する事務権限が国や大阪府から市に移譲され、市民の身近なところでより柔軟に行政サービスを提供できるとされています。

本市は中核市に移行するにあたって、財政的影響や人材の確保・育成等さまざまな議論がなされましたが、地方分権推進の趣旨に従い、市民の参加と協働の理念のもと、特色あるまちづくりを積極的に進めるために中核市移行を決断し、平成24年(2012年)に全国で42番目の中核市となりました。

本報告書では、令和4年度(2022年度)で本市が中核市に移行してから10年を迎えるにあたり、中核市として実施している事務の効果・成果について、定性的・定量的の両面からふりかえるとともに、財政的影響について考察します。

## (2) 中核市移行における本市の基本理念

本市が中核市に移行するのに際し策定した「豊中市中核市移行計画(平成 22 年 (2010年) 策定)」(以下、「移行計画」という。)では、以下のような中核市移行の基本理念を定めています。

#### (基本理念)

自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、自立した豊かな地域社会を創造する。

国や大阪府から多くの権限移譲を受けることにより、住民の自己決定権が拡充されますが、権限を持つことは同時に自己責任が伴うことでもあります。本市は自治基本条例にかかげる参画と協働による市政運営を行い、新たな権限を活用しながら豊かな地域社会を創造することとしています。

## (3) 中核市移行の意義

本市は中核市として、保健所設置などの保健衛生行政のほか、福祉行政や環境行政、 都市計画・建設行政、文教行政などの各分野において、多くの権限移譲を大阪府から受 けています。そのことにより行政サービスの効率化や迅速化を図ることができるようになるなど、よりきめ細かな市民サービスを提供することが可能となり、さらなる市民サービスの向上につながっています。また、地域の実情を十分に踏まえた独自性や創造性に富んだ魅力あるまちづくりを進めていくことができるようになりました。

# 2. 各移譲事務の実績・効果

本市は中核市移行の具体的効果として、移行計画の中で「(1)市民サービスの向上」「(2)地域の保健衛生の推進」「(3)地域特性を活かしたまちづくりの推進」「(4)都市のイメージアップ」の4項目を掲げました。本章では、それぞれの項目ごとに中核市移行による効果及び実績を定性的・定量的な面から考察します。

## (1) 市民サービスの向上

さまざまな届出の受理や認可などの市民生活に密着した多くのサービスを、市民に とって、もっとも身近な市が行うことによって、より柔軟できめ細かな市民サービス の提供が可能となりました。また、これまでは市を経由して大阪府が担当していた事 務を、市が直接行うことにより、事務処理の迅速化・効率化が図られるなど、効率的 な行政サービスを提供することにより、市民の利便性の向上につながりました。

#### (主な事務の内容と実績)

手続内容	令和3年度実績
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳交付	3,660件
母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する貸付及び償還	275件
保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の設	46件
置の認可等	
民生委員の定数の決定、指揮監督	600件
社会福祉法人・施設等の指導監査	11法人•172施設
障害福祉サービス事業所等の指定	50件
介護保険法で規定される居宅サービス・介護予防サービス・	1,045件
施設サービスの指定・管理・更新に係る手続き等(地域密着	
型サービスを除く)	
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等	67件

#### 事務移譲による定性的な効果

・障害者手帳の交付手続き、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する手続き、保育所 や幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の設置の認可などについて、大 阪府で実施していた手続きが市に一元化され、交付等までの期間が短縮されまし た。

- ・社会福祉法人の設立認可・指導監査について、大阪府が広域で対応していた事務 を市が行うことにより、所管する法人との身近な関係づくりにつながり、きめ細 やかな対応ができるようになりました。
- ・介護保険法で規定される居宅サービス・介護予防サービス・施設サービスの指定・管理・更新に係る手続きにおいて、より良いサービス提供を実現するための本市の考え方を事業所に直接伝えることで、介護サービス水準の向上が図られました。また、事業所の実態把握が進み、事業所に対する利用者等からのご意見・ご要望を迅速かつ細やかに反映できるようになりました。

#### (2) 地域の保健衛生の推進

中核市移行に伴い、市が保健所の運営主体となり、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症等に対する危機管理体制など、迅速かつ適切に対応できる組織づくりが可能となりました。また、市が行う乳幼児健診や保健指導などに、中核市事務である精神保健や小児慢性特定疾病などの専門的な支援機能を併せ持つことにより、よりきめ細かで総合的な支援の推進につながりました。

#### (主な事務の内容と実績)

手続内容	令和3年度実績
公衆浴場等の監視指導	205件
専用水道等の監視指導	360件
美容所等の監視指導	937件
墓地等の監視指導	211件
食品衛生関係施設の監視指導	1,605件
病院、診療所等の許認可、監視指導	1,010件
薬局等、医療機器・毒劇物販売業等の許認可、監視指導	1,236件
生活保護にかかる指定医療・介護機関の指定、指導	460件
小児慢性特定疾病医療費助成	417件
未熟児養育医療給付	90件
犬猫の相談業務、放浪犬の捕獲	988件

#### 事務移譲による定性的な効果

・公衆浴場・専用水道・食品衛生関係施設・病院・診療所・薬局などへの監視指導 について、平常時から監視指導を行い、適宜注意喚起を行うなど市の健康危機管 理体制の強化を図ることができました。また中核市移行により、市自らが事務を 行えることで独自性を持った事業展開やきめ細かな対応が可能となりました。

- ・ 犬猫の相談業務、放浪犬の捕獲について、平常時から犬猫に関する相談業務や放 浪犬の捕獲等を行っており、逸走時における迅速な捕獲や犬猫に関する啓発を行 いました。
- ・市の予防接種や各種健診、市民・医師会・関係機関への情報発信等、感染症のまん延防止や予防に関する取組みを必要に応じてできるようになりました。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に係る事象の中においては、感染の発生状況やそれにより影響を受けている市民の状況をリアルタイムで把握することができたことで、健康・医療面以外を含む様々な支援の迅速な実施につなげることができたなど、市が保健所を運営していることによる効果を最大限に発揮することができました。

#### (3) 地域特性を活かしたまちづくりの推進

さまざまな分野にわたって市独自の基準を設けるなど、良好な住環境の維持や市の 地域特性を活かしたまちづくりを展開しています。

#### (主な事務の内容と実績)

手続内容	令和3年度実績
屋外広告物の許可	393件
廃棄物処理に関する許可	6件
ばい煙、粉じん発生施設に関する届出の受理、指導	99件
ダイオキシン類に関する特定施設の届出の受理、指導	5件
PCB廃棄物の保管に係る届出	159件
PRTR法律*に基づく届出	93件
公害防止統括者等の選任等の届出の受理、立入検査	4件
府費負担教職員の研修(法定研修)の実施	35件

#### 事務移譲による定性的な効果

- ・屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する許可・制限について、市域を用途地域により、重点制限区域、一般制限区域、制限緩和区域、禁止地域に分け、それぞれの区域について規制を設けることで、地域の特性にあった都市景観の維持を図ることができるようになりました。
- ・産業廃棄物の収集運搬業の許可・監督について、定期的な廃棄物処理の監督指導

を行うことにより、産業廃棄物処理に係る事故等発生時に迅速な対応ができるようになりました。

・一般廃棄物や産業廃棄物処理施設設置の許可・監督について、定期的な指導監督 を行うことにより、安定した施設稼働が確保でき、廃棄物の適正処理ができるようになりました。

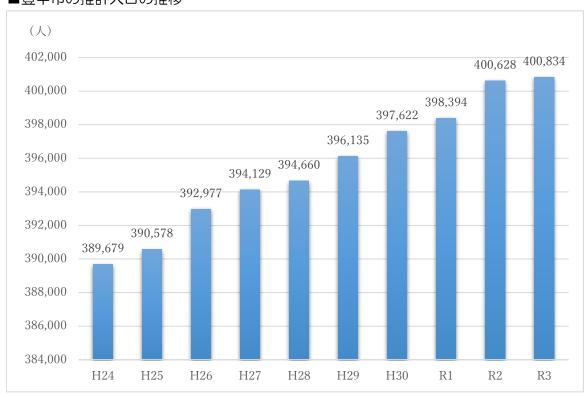
※PRTR法律・・・特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律

## (4) 都市のイメージアップ

中核市移行に伴う事務の権限移譲や保健所設置により、より柔軟できめ細かな市民サービスの提供や地域保健の推進などに取り組んできました。

そうした取組みの成果も相まって、全国的に人口減少社会が課題となるなか、中核市移行後10年間の本市の人口は増加傾向にあり、財政状況についてもおおむね改善傾向が続いています(P11参照)。また、市民意識調査や民間調査機関による本市の評価(ブランドカ)についても数値の向上が見られます。

#### ■豊中市の推計人口の推移



各年4月1日時点の推計人口

## ■市民意識調査の主な項目と割合

主な項目	平成29年度 (2017年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度) (平成29年度からの伸び)	傾向
豊中市に住み続けたいと思う	85.5%	85.0%	86.5% (1.0p)	1
子育てがしやすいまちだと思う	43.7%	43.1%	48.6% (4.9p)	1
教育・保育環境が充実している まちだと思う	40.5%	40.7%	46.5% (6.0p)	1
誰もが安全に安心して暮らせる 環境が整っているまちだと思う	55.3%	57.1%	65.3%(10.0p)	1
保健・医療体制が充実している まちだと思う	57.4%	58.8%	67.6% (10.2p)	1
消防・救急救命体制が充実して いるまちだと思う	55.1%	57.3%	63.2%(8.1p)	1
防犯や防災、交通安全への対策 が充実しているまちだと思う	49.9%	49.8%	60.5%(10.6p)	1
環境にやさしいまちだと思う	52.9%	54.4%	62.5% (9.6p)	1
住環境が魅力的なまちだと思う	69.4%	69.2%	73.3% (3.9p)	1
生きがいをもって心豊かに暮ら せるまちだと思う	46.9%	49.6%	59.3% (12.4p)	1

いずれの項目も「思う」「どちらかといえば思う」と答えた方の割合の合計(令和3年(2021年) 10月 26日時点)

## ■民間調査機関による豊中市の評価

各種ランキング調査					
関西 198 市町村から選んだ「住みたい街ランキング」					
(テレビ大阪:2019年)					
「電子自治体推進度ランキング」					
(日経グローカル:2020 年)					
「関西住みたい街ランキング」					
(リクルート:2020 年)					
「いい部屋ネット街の住みここち&住みたい街ランキング 住みここち					
(大東建託: 2021年) 住みたい街					

# 3. 保健所

#### (1)保健所の機能

中核市移行に伴い、豊中市保健所が設置されました。保健所は、地域住民の健康を支える中核となる施設で、地域保健法に基づいて設置されています。

豊中市保健所では、疾病の予防、衛生の向上など、市民の健康の保持増進に関する 業務を行っています。

## (2)保健所設置の効果

前述の「2. 各移譲事務の実績・効果」でも触れましたが、保健所の設置により、 市民の身近なところで総合的な保健衛生サービスの提供が可能となりました。また、 地域保健に関する幅広いニーズに対し一貫した体制で、よりきめ細かな対応が可能と なりました。

中核市設置の保健所機能が如実に発揮された例として、令和元年(2019年)の冬から流行した新型コロナウイルス感染症への対応があげられます。

例えば、クラスターが発生した時の対応においても、保健所、高齢者施設、就学前施設や小中学校に関わる市部局が迅速かつ円滑に情報交換を行い、現状に関する認識を共有しながら対応について議論することができました。

また、感染者数が増加した際には、市のさまざまな部局の職員を動員し、対応することができ、保健所職員に対する応援体制の確保という観点からも、中核市であることのメリットが活かされました。その他、感染症対策とワクチン接種事業を一体的に実施できたことや第4波における訪問診療や訪問看護の運営体制の構築は、中核市としての裁量が活かされた事例と捉えています。

このように、新型コロナウイルス感染症への対応など、緊急時の事象に対して、地域特性を活かした柔軟な保健所運営が、地域保健の推進において非常に重要な要因となっています。今後も地域住民の健康の保持・増進に寄与する役割を担う機関としての役割を認識し、保健所の運営に取組みます。

## (3) 豊中市保健所の取組み

健康づくりの取組みとして、平成29年度(2017年度)より血管プロジェクトを実施し、「減塩」や「血圧」など毎年主要テーマを設定し、飲食店などの多様な主体と連携した取組みを広げています。また、喫煙対策では、豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例(愛称:豊中市スマイルクリーン条例)を制

定しました。さらに、SIB(ソーシャルインパクトボンド\*1)を活用した禁煙支援 事業(とよなか卒煙プロジェクト)により337人(速報値)に対し、支援を行いました。

また、豊中市薬剤師会、大阪大学大学院薬学研究科と協働し、薬局を健康情報の拠点とするための取組みを行い、市内87件の薬局に対してデジタルサイネージの設置を支援しました。

地域医療を支えるため、地域医療推進会議を開催し地域医療の現状や課題について 認識を共有し、具体的な方策について情報共有・意見交換を行うとともに、(仮)豊 中市サブアキュート病診連携グループ構築\*2 に向けた取組みを行いました。

市民のメンタルヘルス向上をめざした考え方や施策等をまとめた「豊中市メンタルヘルス計画」を全国に先駆けて平成29年(2017年)3月に策定しました。メンタルヘルス対策のすべてが自殺対策につながることから、同計画は自殺対策計画として位置付けています。

猫の避妊去勢手術金助成事業に係るクラウドファンディングを2度実施し、目標額を上回る支援をいただき、その寄付金を原資として避妊去勢手術助成金の上限額を増額し、事業の拡充を図りました。

コロナ禍の中、外出の機会の減少などによる健康二次被害やフレイル\*3の増加が懸念されることから、その予防策の普及啓発を行い、若年層から高齢者まで保健医療的な視点での健康支援の強化を図るため、コロナ健康支援課を令和4年(2022年)4月に新設し、取組みを進めています。

- ※1ソーシャルインパクトボンド・・事業の評価を可視化し、それに評価結果と支払いを紐づけた成果連動型民間委託契約。
- ※2サブアキュート・・在宅や介護施設などでの療養者の症状が急性増悪した状態。
- ※3フレイル・・加齢に伴って体力や気力が弱まった状態。

## 中核市の"ツートップ"?

#### 豊中市保健所長 松岡 太郎

平成 26 年(2014年) 4 月に豊中市保健所長を拝命した私は、『こんな豊中市保健所にしたい』と、以下を全職員に示しました。

- 1.「20世紀の保健所」ではなく「21世紀の保健所」
- 2.「他所の真似をする、他所と歩調を合わせる保健所」ではなく、「"豊中方式"と他所から真似される保健所」
- 3. 「一部の市民のための保健所」ではなく、「すべての市民に頼りにされる保健所」
- 4.「都道府県型の保健所」と「市町村型の保健センター」がうまく融合した保健所
- 5. 職種、年齢や経験、ライフスタイルにかかわらず、業務に一体感や達成感を感じられる 保健所

あれから、もうすぐ丸9年です。最後の3年間は、新型コロナウイルス感染症への対応に翻弄されました。「どんな豊中市保健所になったのか?」は、皆さまにお訊ねするしかありません。それでも、上記の2. や3. は、ある程度は達成できたのではないか、と(勝手に)思っています。

①豊中市が既に行っていた"アメ"に、新たに大阪府からいただいた"ムチ"をどう融合させるのか?②様々な職種をどう融合させるのか?③この「融合体」を市民にどのように見ていただくのか?——保健所が10年経っても未だに"正解"を見出していない課題です。これらが、次は児童相談所にも問いかけられようとしています。僭越ながら、10年以上の先輩として、保健所から児童相談所に助言やお手伝いをさせていただければ、と考えています。

# 4. 中核市移行に伴う財政的影響

中核市移行に伴い多くの権限が移譲された結果、歳出が一定程度増加しましたが、 普通交付税の算定に係る基準財政需要額にも大幅な増が見られました。基準財政需要 額について中核市移行前後のそれぞれ10年平均を比較すると、移行前10年間(平成 14年(2002年)~平成23年(2011年))の平均が53,040百万円、一方移行後 10年間(平成24年(2012年)~令和3年(2021年))の平均が60,374百万円と 移行前に比べ7,333百万円の増となっており、普通交付税についても、中核市移行前 後のそれぞれ10年平均を比較すると3,830百万円の増となりました。

また中核市移行後、普通交付税の増加に伴い、計算上の自主財源比率は下がりました。この間税収の増加等もあり、実質収支は増加しています。さらにストック指標においては基金残高の増加、地方債残高の減少が見られました。また決算ベースでの経常収支比率については、移行前後10年平均で比較すると7.4%の減となっており、移行後の各年度においては毎年度95%を切っている状況です(P18経常収支比率グラフ参照)。

本市が中核市移行する前後の20年においては、行財政改革が実施されていた時期に も重なるため、こうした財政状況の変化については中核市移行に伴う普通交付税の変 化のみで説明できるものばかりではなく、本市においては市独自の改革の成果が表れ てきたことにもよると考えられます。

#### (中核市移行前後の決算の推移)

単位:千円

	中核市移行前10年		平成14年度~	平成23年度	中核市移	<b>〒後10年</b>	平成24年度	平均の増減	
項目	平成14年度決算	平成23年度決算	増減 A	10年間平均 B	平成24年度決算	令和3年度決算	増減 C	10年間平均 D	D-B
住基人口(3月末)	387,630	391,371	3,741	388,593	397,334	407,867	10,533	404,243	15,650
歳入総額	126,187,209	128,430,965	2,243,756	120,001,649	143,481,511	182,548,599	39,067,088	155,358,700	35,357,051
歳出総額	128,420,197	126,427,274	-1,992,923	119,760,702	140,528,520	176,619,691	36,091,171	151,423,093	31,662,391
実質収支	-2,836,158	1,908,490	4,744,648	-79,711	1,931,773	5,526,087	3,594,314	2,989,295	3,069,005
基準財政需要額	55,416,995	54,570,248	-846,747	53,040,815	56,293,601	65,698,542	9,404,941	60,374,067	7,333,251
基準財政収入額	52,885,910	49,375,959	-3,509,951	50,952,192	49,604,680	56,119,684	6,515,004	54,412,095	3,459,904
標準財政規模	72,038,962	75,054,016	3,015,054	70,956,487	78,652,575	81,461,848	2,809,273	82,201,949	11,245,462
財政力指数	0.964	0.933	-0.03	0.97	0.900	0.889	-0.01	0.91	-0.06
一般職員数	3,044	2,432	-612	2,666	2,425	2,335	-90	2,389	-277
地方税	63,614,308	63,806,115	191,807	63,290,992	64,220,370	70,522,289	6,301,919	67,947,290	4,656,298
地方交付税	3,350,046	5,806,148	2,456,102	2,595,530	7,309,719	9,528,562	2,218,843	6,471,524	3,875,994
普通交付税	2,496,983	5,194,289	2,697,306	2,052,421	6,688,921	8,969,183	2,280,262	5,882,532	3,830,111
義務的経費合計	64,288,834	77,908,100	13,619,266	69,388,065	78,126,637	102,204,126	24,077,489	86,038,459	16,650,393
経常収支比率	101.6%	96.0%	-5.6%	99.15%	94.0%	84.9%	-9.1%	91.70%	-7.4%
実質公債費比率	0.0	9.9	9.9	11.2	8.0	2.8	-5.2	5.1	-6.1
基金残高	7,718,460	13,156,949	5,438,489	11,191,632	13,734,802	27,866,780	14,131,978	15,334,932	4,143,301
地方債残高	180,550,972	96,770,092	-83,780,880	145,163,341	98,848,911	90,150,867	-8,698,044	91,101,717	-54,061,624
臨時財政対策債	5,052,800	36,744,927	31,692,127	22,531,501	41,579,611	64,786,272	23,206,661	53,852,827	31,321,326
臨時財政対策債以外	175,498,172	60,025,165	-115,473,007	122,631,841	57,269,300	25,364,595	-31,904,705	37,248,890	-85,382,950
財政調整基金残高	9,267	1,013,115	1,003,848	256,260	1,013,884	13,181,976	12,168,092	5,034,799	4,778,539
公共施設等整備基金残高	410,367	2,239,869	1,829,502	1,422,848	2,643,066	8,328,140	5,685,074	4,248,939	2,826,091
自主財源比率	58.7%	57.8%	-0.9%	62.1%	55.7%	45.5%	-10.2%	53.3%	-8.9%

※上記表内の各指標を示したグラフを巻末に記載

# 5. 今後に向けて

社会環境の変化や地域課題の複雑化・多様化など、市民ニーズと地域の実情に応じたより質の高い市民サービスを提供していくことが求められています。本市は、コロナ禍に対する保健所の取組みはもとより、児童相談所の設置や改正児童福祉法の施行に先駆けたはぐくみセンター\*1の設置等によるこどもの権利擁護、こども・家庭への支援の充実をめざしており、市民の誰もが安心して暮らせるよう、引き続き、中核市の権限を活かした各種施策に取り組んでいきます。

また、より魅力と活力あるまちづくりを進めるためには、職員の専門知識の習熟や技能向上が求められています。そうした専門的な人材育成についても取り組んでいきます。

市民にもっとも身近な基礎自治体として、市民はもとより、民間事業者や大学、他自治体等と連携を図りながら、都市経営を行っていくことが重要です。事務移譲に伴う新たな権限を活用しながら、多様な主体が連携する公民学連携を更に推進し、地域課題の解決や新たな事業機会の創出を進めてまいります。他自治体との連携においても、中核市市長会やNATS\*2の枠組みなどを活用し、市単独では解決が難しい多様な課題に対して、今後も柔軟かつ積極的に取り組んでいきます。

市民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の構築に向け、中核市である本市は 自らの責任と判断によって市民ニーズに対応し、これまで以上に独自性・創造性を発 揮したまちづくりや地方分権のさらなる進展をめざしてまいります。

- ※1はぐくみセンター・・児童福祉法改正伴い、市町村が設置に努めなければならないとされた「こども家庭センター」。児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする。
- ※2NATS・・府県を越えて隣り合う中核市(西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市)の頭文字を順番に並べて表現したもの。広域的に連携し、都市間ネットワークを活かした取組みを行なっている。

# (参考資料①:中核市制度の変遷)

平成7年4月1日	地方自治法の一部を改正する法律等施行により中核市制度発
(1995年)	足
(1990 4)	
	(「人口30万人以上、面積100平方キロメートル以上、ただ
	し、人口50万人未満の場合は、昼夜間人口比率が100を超
	えること」が要件)
平成11年7月8日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律
(1999年)	成立
	(平成 11 年 (1999 年) 7月 16 日公布、平成 12 年 (2000
	年)4月1日施行。人口30万人以上50万人未満の市に対す
	る昼夜間人口比率要件廃止)
平成14年3月28日	地方自治法等の一部を改正する法律成立
(2002年)	(平成 14年(2002年)3月30日公布、同年4月1日施
	行、人口 50 万人以上の市の面積要件を廃止)
平成 18年6月7日	地方自治法の一部を改正する法律成立
(2006年)	(平成 18年(2006年)6月7日公布、同日施行、面積要件
	を廃止)
平成24年4月1日	豊中市が中核市に移行
(2012年)	
平成26年5月23日	地方自治法の一部を改正する法律成立
(2014年)	(平成 26年(2014年)5月30日公布、平成27年(2015
	年)4月1日施行、中核市指定要件を「人口20万人以上の市」
	に変更)

# (参考資料②:移譲事務一覧)

分類	事務項目
	・身体障害者手帳の交付などの事務
	<ul><li>母子福祉資金・寡婦福祉資金に関する事務</li></ul>
	・介護保険法で規定される介護サービスの指定など(地域密
	着型サービス除く)や、老人福祉法で規定される施設等の
	認可、届出受付などの事務
	・生活保護にかかる指定医療・介護機関の指定、指導などの
民生行政	事務
	• 民間児童福祉施設の設置の認可、監督などの事務
	・民生委員の定数の決定、指揮監督などの事務
	• 社会福祉に関する審議会の設置などの事務
	• 社会福祉法人の設立の認可などの事務
	• 障害者自立支援法に基づく事業所届出申請等の受理、報告
	聴取などの事務
	・地域住民の健康の保持、増進に関する事務
	・旅館、興行場、公衆浴場などの営業許可、立入検査などの
	事務
	• 専用水道や浄化槽等の届出や衛生管理に関する事務
	・理容美容所、クリーニング所等の開設届や立入検査などの
	事務
	・病院、診療所、助産所等の開設等の手続きや立入検査など
保健衛生行政	の事務
	・墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可などの事務
	• 狂犬病予防や動物愛護に関する事務
	• 未熟児や心身障害児、小児慢性特定疾患児等に対する専門
	的支援の事務
	・感染症のまん延防止や予防に関する事務
	・医薬品販売業の許可や立入検査などの事務
	・食品関連施設の営業許可、立入検査などの事務
	・産業廃棄物の収集運搬業の許可、監督などの事務
	• 一般廃棄物や産業廃棄物処理施設設置の許可、監督などの
環境行政	事務
	・ばい煙、粉じん発生施設に関する届出の受理、命令などの
	事務

	・ダイオキシン類に関する特定施設の届出の受理、命令など
	の事務
	・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に関する監督、
	指導などの事務
	・屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する許可、制限の
	事務
都市計画•建設行政	・公有地の拡大の推進に関する法律による届出に関する事務
	・農住組合設立の認可、監督などの事務
	・特定優良賃貸住宅供給計画の認定などの事務
	・高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定などの事務
文教行政	• 府費負担教職員の研修の実施の事務
大张门以	・重要文化財の保存、管理に関する事務
	・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する事務
その他の事務	・高度救助隊の設置
	・包括外部監査の実施

# (参考資料③:財政に関する各指標の推移)

